



鳥取県公報

平成12年6月23日(金)

第7191号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	クリーニング師の研修の指定（県民生活課）	1
	家畜伝染病の発生（畜産課）	2
	飼料の試験の結果の概要（〃）	2
	土地改良区の役員の就退任（耕地課）	3
	保安林の指定予定（3件）（森林保全課）	3
	保安林の指定の解除予定（3件）（〃）	5
	公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（漁港課）	6
	公共測量の実施（管理課）	7
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
	開発行為に関する工事の完了（〃）	7
◇ 教委規則	鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則 (高等学校課)	7
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集（総務課）	8

告 示

鳥取県告示第387号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るために研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 研修を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目3

2 研修の日時及び場所

(1) 日時 平成12年7月30日（日）午後1時から午後5時30分まで（研修を継続している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、午後1時から午後5時まで）

(2) 場所 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

3 受講申込み期間

平成12年7月13日（木）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 受講料

5,000円を受講申込み時に払い込むこと。

5 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町302-2

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第388号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡東伯町大字森藤138-1	平成12年6月13日

鳥取県告示第389号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第5項の規定に基づき、平成12年5月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	備考
境港市 松景精麦株式会社 山陰工場	境港市外江町3743-8 松景精麦株式会社山陰工場	肉牛用16号	平成12年5月	7.3	3.4	1.3	1.1	0.01	0.23	14.6	
		肉牛用11号	〃	7.4	3.7	1.8	1.4	0.01	0.27	14.3	
		肉牛用5号	〃	7.9	3.4	2.2	1.7	0.06	0.23	14.1	
笠岡市 中国物産株式会社 笠岡工場	西伯郡名和町大字名和990 島根米穀株式会社北条営業所名和運送有限会社倉庫	ハイフレーク	〃	7.0	-	1.4	0.8	-	-	14.3	
倉敷市 西日本飼料株式会社		日清印肉牛用配合飼料 黒毛後期	平成12年3月	12.2	3.1	3.1	5.4	1.02	0.47	13.6	
		肉牛用配合飼料委託育成	平成12年4月	19.7	5.8	3.4	5.9	0.86	0.61	12.7	
		日清印肉牛用配合飼料 すこぶる育成	〃	16.4	3.4	3.8	5.7	0.73	0.66	13.4	

注 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 谷 啓 司 西伯郡中山町下市850-6

〃 加 藤 高 則 西伯郡中山町松河原1448-19

〃 木 下 正 明 西伯郡中山町松河原1431-3

〃 林 原 弘 穀 西伯郡中山町岡547

〃 吉 谷 敏 和 西伯郡中山町下市844-12

監 事 大 谷 正 巳 西伯郡中山町下市848-2

〃 面 谷 覚 西伯郡中山町殿河内765-22

平成12年5月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 本 政 吉 西伯郡中山町殿河内776-11

〃 濱 田 竹 一 西伯郡中山町殿河内776-25

〃 橋 井 剛 彦 西伯郡中山町殿河内765-10

〃 圓 田 章 三 西伯郡中山町殿河内754-6

〃 安 藤 幹 雄 西伯郡中山町松河原1435-36

監 事 矢 田 満 弘 西伯郡中山町殿河内776-30

〃 長 田 直 大 西伯郡中山町下市844

平成12年5月6日就任 任期2年

鳥取県告示第391号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字村畠1211、字才ノ木谷舟伏平1215の1、1215の3、気高郡鹿野町大字末用字金山2183の1、2183の2、2184、2185の1、2185の2、2186、2187の1、2189の1、字法楽寺谷324から340まで、342、343、2132の1、2133、2134、字弁慶谷322、323

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

気高郡気高町大字酒津字清水谷974、975の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、気高町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第392号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字瀬戸谷2406の1から2406の4まで、2407の1から2407の5まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、関金町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第393号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町國信字灘河原200の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第394号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字藏見字大田成769（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第395号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新聞九128の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第396号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町根雨字野路934の3・934の4・934の6（以上3筆国有林）、934の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第397号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目220

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成6年7月26日 鳥取県指令受漁港第12号

3 しゅん功認可の年月日

平成12年6月15日

4 埋立区域**（1）位置**

気高郡気高町大字八束水字姫路2706-1の地先公有水面

（2）区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯35度31分07秒、東経134度01分12秒）から101度48分28秒、239.88

メートルの地点

2の地点 1の地点から54度43分09秒、12.00メートルの地点

3の地点 2の地点から144度42分33秒、33.44メートルの地点

4の地点 3の地点から212度40分41秒、290.36メートルの地点

5の地点 4の地点から296度24分14秒、35.55メートルの地点

（3）面積

10,608.30平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

気高町役場

鳥取県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、地域振興整備公団総裁から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（現況地形図作成）
- 2 作業期間 平成12年6月5日から同年9月18日まで
- 3 作業地域 八頭郡河原町大字山手及び大字高福地内

鳥取県告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画地区計画 若葉台南第一地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第400号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成12年3月28日鳥取県指令鳥土維第1044号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡国府町奥谷三丁目
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡国府町奥谷一丁目189
田中静雄

教育委員会規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年6月23日

鳥取県教育委員会委員長 岡 端

鳥取県教育委員会規則第16号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「12,000円」を「13,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 3 平成12年4月1日前から引き続き高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなった者を含む。）に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第12号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年6月23日

鳥取県教育委員会委員長 岡 端

- 1 日時 平成12年6月27日（火）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他